審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		止、休止若しくはん	社会福祉法人立の養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加		
		の認可 			
根拠法令及び条項		老人福祉法(昭和3	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第16条第3項		
	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)				
審查基準	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)				
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)				
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)				
	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第6項並びに第16条第3項及び第4				
	項				
	別紙のとおり				
審査基準設定年月日		平成25年4月1日	審 査 基 準 最終変更年月日	年 月 日	
標準処理期間					
		期間()	
		■無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)			
標準処理期間 設定年月日		年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日	
所管部署		福祉部	ちゃーがんじゅ	うう課	
備考					

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

老人福祉法

(施設の設置)

第15条

6 都道府県知事は、第4項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第118条第2項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第4項の認可をしないことができる。

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加) 第16条

- 3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若 しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚 生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時 期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。